

家畜衛生だより

年末・年始、春節に向けた防疫対策強化を！

年末・年始、春節の期間は海外への渡航者が増加することが予想され、鳥インフルエンザの原因となるウイルスが侵入する危険が高まります。

このため自身を含む関係者の渡航を自粛するほか、衛生管理区域への不必要な人の立入制限、農場の消毒を徹底し、**家さんに異状を認めた時は、速やかに御連絡ください。**



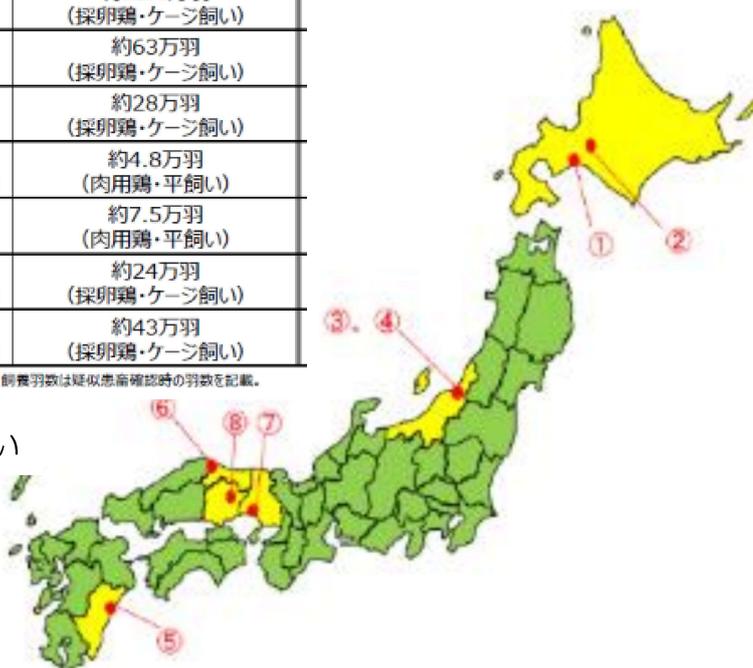
【高病原性鳥インフルエンザ国内発生状況】

令和7年シーズンは、これまで8事例発生し、約240万羽が殺処分対象となっています（採卵鶏6事例、肉用鶏2事例） 令和7年12月23日現在

発生場所		発生日 ※1	飼養羽数 ※2、3
①	北海道1 養鶏場 (北海道白老町)	令和7年 10月22日	約45.9万羽 (採卵鶏・ケージ、平飼い)
②	北海道2 養鶏場 (北海道恵庭市)	令和7年 11月2日	約23.6万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)
③	新潟1 養鶏場 (新潟県胎内市)	令和7年 11月4日	約63万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)
④	新潟2 養鶏場 (新潟県胎内市)	令和7年 11月9日	約28万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)
⑤	宮崎1 養鶏場 (宮崎県日向市)	令和7年 11月22日	約4.8万羽 (肉用鶏・平飼い)
⑥	鳥取1 養鶏場 (鳥取県米子市)	令和7年 12月2日	約7.5万羽 (肉用鶏・平飼い)
⑦	兵庫1 養鶏場 (兵庫県姫路市)	令和7年 12月16日	約24万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)
⑧	岡山1 養鶏場 (岡山県津山市)	令和7年 12月20日	約43万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)

※1 疑似患畜と確認した日。 ※2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。 ※3 飼養羽数は疑似患畜確認時の羽数を記載。

詳細は農水省ホームページでご確認ください



家畜伝染病予防法施行規則の改正及び 飼養衛生管理基準及び防疫指針の変更について

主な改正点等は以下のとおりです。

家畜伝染病予防法施行規則

- 対象家きんに「エミュー」が追加されました（令和7年10月1日施行）
- 家きんについて大臣指定地域が規定されました（令和8年1月1日施行予定）
過去に鳥インフルエンザが複数事例発生しているなど、家畜伝染病の発生及びまん延リスクが高いとして農林水産大臣が指定
- 大臣指定地域内の農場の取り組みが規定されました（令和8年1月1日施行予定）
平時から非常時に備えた消毒薬備蓄、農場周辺の野鳥の生息状況の把握、農場内の野鳥の誘因防止対策の実施
- 農場で分割管理を導入し取り組む際は、家保の確認・指導を受けること

飼養衛生管理基準及び防疫指針

- 飼養衛生管理マニュアルに消毒設備等を明記した農場平面図の追加
- 大臣指定地域では、鳥インフルエンザ発生時に羽毛や粉じん等の拡散防止対策を行えるよう不織布やフィルター、消毒薬等の事前準備

なお、中央家畜保健衛生所管内には大臣指定地域に該当する農家はありません。

飼養している家きんの健康状態は毎日確認し、異常が見つかったら速やかに家畜保健衛生所に連絡してください。



埼玉県中央家畜保健衛生所（さいたま市北区别所町 107-1）

TEL: 048-663-3071 （24時間、土日祝日も受付）